

桑名市立小中学校再編計画策定支援業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

桑名市立小中学校再編計画策定支援業務委託

2 背景・目的

全国的な人口減少・少子化が進行する中、本市の児童・生徒数も年々減少傾向にあり、昭和58年度の17,710人をピークに、令和5年度には10,954人と6,756人減少している。また、市が令和5年度実施した今後40年間に渡る小学校・中学校の児童・生徒数及び学級数の推計では、40年後の令和45年度（2063年度）には、5,290人となり、令和5年度と比較して約5割減少するという見込みであった。

学級数も国の示す標準規模である小学校「1学年あたり2～3学級」、中学校「1学年あたり4～6学級」を全学年で満たす学校は、小学校では、40年後には2校のみとなり、中学校では30年後の令和35年度（2053年度）には0校となる見込みであり、今後も学校の小規模化が進んでいくことが考えられる。このままでは、子どもたちが多様な意見・考え方に揉まれながら、これからの予測困難な時代を生き抜くための「生きる力」の育成に相応しい、一定の集団規模を確保した教育環境を維持していくことは困難な状況であり、加えて、学校施設においても築年数40年以上が占める割合が約8割と老朽化も進行している。

このような状況の中、本市の教育大綱の基本理念である「夢を持ち その夢に向かって努力する子を育てます」の実現に向け、小中一貫教育のより一層の充実を図り、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、現在、施設一体型小中一貫校の整備を進めている多度地区及び悠分校を除く市全域を対象とした小中学校再編計画（以下「再編計画」という。）を策定するものである。

3 業務履行場所

桑名市内各所

4 予算限度額

21,207,000円（内訳：令和6年度10,603,000円、令和7年度10,604,000円）（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。（税抜額参考：19,279,091円）

※この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることを留意し、見積金額は、予算限度額を超えてはならない。

5 業務の委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

6 対象学校・学校区

(表1) のとおり

7 再編計画の方向性

再編計画は、先に述べたように本市の教育大綱の基本理念の実現に向け、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、現在、整備を進めている多度地区及び悠分校を除いた市内すべての市立小中学校31校を対象とした再編計画を策定するものである。

学校は、教育という場だけでなく、地域のコミュニティの核としての役割も担っていることから再編による効果・影響は、児童・生徒、その保護者、学校関係者だけでなく地域住民など多岐・多数に及ぶものである。

また、対象範囲の広さからすべての学校区の再編完了までには、かなりの期間を要することや多額の財政負担を生じることが予想される。

そこで、本市としては、上記関係者の理解と協力を得ながら、円滑かつスピード感をもって学校再編を推進していくことが本計画策定にあたっての最重要課題であると認識している。以上のことを踏まえ、下記の方向性について確認・整理しながら本業務に取り組んでいくこと。

- ①本市の教育大綱の基本理念に基づく学校再編の考え方であること。
- ②児童・生徒たちはもちろん、その保護者や学校関係者、地域住民等に受け入れてもらえる円滑で効率的なスピード感のある再編スケジュールであること。
- ③分散進学を解消し、今後40年間、各学校区の児童・生徒数「600～1000人程度」を理想の規模として、1学年複数学級を維持できる学校区であること。
- ④小中一貫教育を前提として、施設一体型小中一貫校が理想であること。
- ⑤公民連携や他の公共施設との複合化・集約化を視野に入れた学校の運用形態や再編事業費の軽減を検討すること。

他にも、人口減少対策、公共施設等総合管理計画の推進、防災対策の推進、地域コミュニティの推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、安定した財政基盤の確立など関連する市の施策及び課題への対応・効果についても十分に検討を行うこと。

8 委託業務の内容

以下の内容について、今後の事業展開等が効果的なものとなるよう十分な検討を行い、業務を実施すること。

なお、プレゼンテーションにおける企画提案書、および、優先交渉権者として決定した後の協議で追加・修正した事項についても実施することとする。

(1) 再編計画策定業務

- ①前提条件の整理

本事業に関する関係法令等を調査・整理する（必要に応じて関係機関との協議を実施）。

②再編計画の策定

再編計画については、原案・素案・完成版の段階を経て策定することを想定している。再編計画には、最低限下記の(ア)から(キ)および「③再編計画の実行」の内容を備えるものとし、各業務内容については各項目に付記したとおりとする。

【再編計画の区分】

原案…下記(ア)～(オ)、(キ)で構成。原案を住民説明会等に使用予定。

素案…パブリックコメントに使用。完成版と同様にすべての内容を掲載すること。

完成版…パブリックコメントを受けて、素案を作り直した最終的な完成品。

(ア) 各学校施設の沿革・立地等の現状と課題

多度地区及び悠分校を除く市内中学校8校、小学校23校の配置状況、市の教育方針、各校の沿革、校地・建物の状況、市内地域別の人口動向・交通環境等を含む特性の把握を行い、各学校の現状および課題を整理する。なお、現状把握および課題の整理にあたっては、必要に応じて現地確認を行うものとする。また、市は、受託者からの求めに応じて必要な資料を提供するものとする。

(イ) 令和5年度から令和45年度の40年間に渡る小学校区別の児童・生徒数及び学級数の推計 (市が所有)

(ロ) 施設形態・学校区割

(イ)の推計結果および現在の中学校地への施設一体型小中一貫校の設置を前提とした市の所有する学校区割案（複数）の妥当性の検証、およびその学校区割案の実現に向けた支援・助言を行うこと。

ただし、市の方針に合致する“より良い”学校区割案がないかについても検討するとともに、あれば、提案すること。またその学校区割案の実現に向けた支援・助言を行うこと。なお、現在の進学状況は（表1）のとおりである。

(ハ) 学校配置候補地および運用形態

市が想定する候補地と上記(ア)～(ロ)との整合および、その候補地が通学距離及び通学の安全、防災対策、地域コミュニティの推進などに配慮されたものであるか検証すること。なお、市が想定する候補地のほかに適した候補地がある場合は提案すること。また、学校配置候補地周辺の公共施設の活用及び民間との連携も踏まえた学校の運用形態についても提案すること。

(ニ) 学校区全体図（通学区域図）等の地図

市のホームページ等広報への掲載用（JPGもしくはPNG形式）としても使用できる学校区全体図（通学区域図）を作成する。なお、データについては学校区割決定前後および検討過程においてその都度、作成すること。

(ホ) 概算費用および軽減策を用いた場合の概算費用

- i) 上記(ア)～(エ)において検討した内容を基にすべての学校再編に通常見込まれる概算事業費を算出すること。
- ii) 事業費を軽減するためのアイデア・手法を提案すること。
 - ・民間活力活用の可能性
 - ・他の公共施設との複合化・機能集約化の可能性
 - ・財源の確保
- iii) 上記ii)の手法等を用いた場合の概算事業費の算出及び対比・分析

(キ) 再編スケジュール

上記(ア)～(エ)、(カ)において検討した内容や学校施設の築年数などから、再編順序の提案を行うとともに、市の財政負担を見据えた再編スケジュールを提案・作成する。

なお、再編スケジュールの作成にあたっては、市内全小中学校の再編を早期に完了するためのアイデア・手法の提案及びその手法を活用した場合の再編スケジュールについても作成し、その対比を行う。

③再編計画の活用

策定した再編計画を円滑かつ効率的に実行するために、その周知方法などを提案するとともに必要な助言・支援を行う。

④その他業務推進に係る提案・助言等

その他、市の目指す教育環境を実現するために必要な提案や助言をすること。

(2) 会議等の運営支援（説明資料作成等）およびパブリックコメント実施支援

庁内関係部局・地域住民等との合意形成に向けて、会議や説明会、パブリックコメントの実施等が円滑に進行できるよう支援および助言を行うこと。

会議名	実施回数	内容
庁内検討会議	期間中8回程度	資料作成、課題・論点整理 会議運営に係る助言・提案
保護者等住民説明会	期間中10回程度	説明会運営に係る助言・提案
パブリックコメント	期間中1回程度	実施支援および助言・提案

(3) 報告書の作成

事業完了の際には事業実施に係る全体報告書（データ）を作成し納品すること。また事業が複数年にわたるため、初年度においては年度報告書を同様に作成し納品すること。また、年度途中において市が事業の進捗等に関して報告を求める場合があるため、その際は、A4用紙1枚程度の簡易な活動状況報告書を作成すること（年3～4回程度）。

(4) 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時・中間（月1～2回程度）・業務完了時に基本的に行うものとする。なお、業務遂行にあたっては連絡を密にとり、打合せ協議後は速やかに議事録を作成し、相互に確認する。

(5) 成果物及び納品先

(ア) 成果物

成果物名	必要数	形式	(市が考える) 提出目安
学校再編計画 原案	1部	データ	令和6年10月末までに提出
学校再編計画 概要版(原案)	1部	データ	令和6年10月末までに提出
学校再編計画 素案	1部	データ	令和7年10月末までに提出
学校再編計画 概要版(素案)	1部	データ	令和7年10月末までに提出
学校再編計画 完成版	1部	データ	委託期間終了までに提出
学校再編計画 概要版(完成版)	1部	データ	委託期間終了までに提出
計画策定時作成データ(最終)	1式	データ	委託期間終了までに提出
地図データ	適宜	データ	委託期間終了まで都度
年度報告書	1部	データ	令和6年度末までに提出
全体報告書	1部	データ	委託期間終了までに提出
活動状況報告書	適宜	データ	都度、年3～4回程度

※データはCD-R等の記録媒体にそれぞれファイルが分かるようにタイトルをつけて保存した物を提出。

※一部提案事項を含むため提出については目安としている。

(イ) 納品先

桑名市役所 教育委員会事務局 新たな学校づくり課
〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地
TEL:0594-24-5403 FAX:0594-24-1358

9 業務実施体制

- ・本業務を指揮する管理者を配置すること。
- ・管理者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

10 関連計画等

本業務に関連する計画等の内容及びその背景を踏まえたうえで、本業務を実施すること。特に、以下に示す計画等については、本事業との関連が深いものとして列記する。

	計画等名称	策定期間(最新改訂)
1	桑名市総合計画 後期基本計画	令和2年3月

2	第2期桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和4年3月
3	桑名市公共施設等総合管理計画	平成27年6月(令和4年3月)
4	桑名市公共施設等総合管理計画 第1次アクションプラン	平成29年3月(令和3年3月)
5	桑名市都市計画マスタープラン	令和2年3月(令和3年8月)
6	桑名市教育大綱	令和2年3月
7	桑名市学校施設適正管理計画	令和3年3月
8	桑名市小中一貫教育基本方針	平成30年4月
9	くわなっ子 教育ビジョン	令和2年3月
10	望ましい学校教育のあり方について 答申	平成29年4月
11	多度地区小中一貫校整備事業 基本構想・基本計画	令和3年2月
12	桑名市立小中学校に関するアンケート調査 調査結果報告書	令和5年3月
13	昭和44年度～令和5年度の児童・生徒数推移および 令和6年度～令和45年度の児童・生徒数推計(抜粋)	令和5年度時点
14	昭和44年度～令和5年度の学級数推移および 令和6年度～令和45年度の学級数推計(抜粋)	令和5年度時点
15	分散進学発生小学校の進学状況(参考資料)	令和5年度時点

11 留意事項等

- ・本業務履行に際して必要な人件費、取材費、旅費等全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

13 危険の負担

委託業務実施中又は委託業務に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任は全て受託者の責任とする。

14 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取り消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

新型コロナウイルス等各種感染症拡大の状況により、人の往来が困難な状況が発生した場合は、市及び受託者双方の協議の上で、仕様書記載の「8 委託業務の内容」について変更や修正することが可能である。

なお、契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを延滞なく提供することとする。

15 不当介入における通報義務等

(1) 妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入により履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

16 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、双方協議により業務を進めるものとする。

(表1)

番号	対象小学校	進学先中学校
1	日進小学校	陽和中学校
2	精義小学校	光風中学校
3	立教小学校	陽和中学校、光風中学校
4	城東小学校	陽和中学校
5	益世小学校	明正中学校、光風中学校
6	修徳小学校	成徳中学校、光風中学校
7	大成小学校	成徳中学校、光風中学校
8	桑部小学校	明正中学校、正和中学校
9	在良小学校	明正中学校
10	七和小学校	正和中学校
11	深谷小学校	成徳中学校
12	久米小学校	正和中学校
13	城南小学校	明正中学校、陽和中学校
14	大和小学校	成徳中学校
15	大山田東小学校	陵成中学校
16	大山田北小学校	光陵中学校
17	大山田西小学校	光陵中学校
18	大山田南小学校	陵成中学校
19	藤が丘小学校	陵成中学校
20	星見ヶ丘小学校	光陵中学校
21	長島北部小学校	長島中学校
22	長島中部小学校	長島中学校
23	伊曽島小学校	長島中学校

※色付きセルが分散進学発生校

番号	対象中学校	区域内小学校
1	成徳中学校	修徳小学校、大成小学校、深谷小学校、大和小学校
2	明正中学校	益世小学校、桑部小学校、在良小学校、城南小学校
3	光風中学校	精義小学校、立教小学校、益世小学校、修徳小学校、大成小学校
4	陽和中学校	日進小学校、立教小学校、城東小学校、城南小学校
5	正和中学校	桑部小学校、七和小学校、久米小学校
6	陵成中学校	大山田東小学校、大山田南小学校、藤が丘小学校
7	光陵中学校	大山田北小学校、大山田西小学校、星見ヶ丘小学校
8	長島中学校	長島北部小学校、長島中部小学校、伊曾島小学校

※色付きセルが分散進学発生源校